

箕輪町男女共同参画計画作成支援業務委託 企画提案審査要領

1 基本的な考え方

企画提案の審査にあたっては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、委託する業務の目的が達成できるよう最適な事業者を選定すること。

2 審査者

審査者は箕輪町の職員6人以内とし、企画振興課において選出する。なお、審査者氏名の公表は一切行わない。

3 提案に対する評価

・次の評価基準に基づき審査する。

評価項目		配点	
提案者に関する評価	会社概要、業務実績等	5	10
	プレゼンテーション評価	5	
企画提案に関する評価	企画・内容	20	60
	編集・デザイン	20	
	ワークショップを運用する支援体制	10	
	製作業務	10	
独自提案に関する評価	契約の範囲内で行う独自提案	20	20
見積金額に関する評価		10	
合 計		100	

・評価は各項目に対してA～Eの5段階で行う。

A：配点×1 B：配点×0.8 C：配点×0.6 D：配点×0.4

E：配点×0.2

4 受託候補者の決定

上記（1）から（5）の評価点の合計が最も高い提案者を受託候補者とする。なお、合計点の高い者が2者以上ある場合には次により受託候補者を決定する。

（1）「企画・内容」の評価点異なる場合はその評価が高いものを受託候補者とする。

（2）「企画・内容」の評価点が同じ場合、「製作業務」の評価が高いものを受託候補者とする。

- (3) 「制作業務」の評価点が同じ場合、「見参考積額」の評価点が高いものを受託候補者とする。
- (4) 「企画・内容」、「制作業務」、「参考見積額」の評価点が同じ場合は本事業に関係のない箕輪町職員にくじ引きをさせ受託候補者を決定する。

5 プレゼンテーション

企画提案書に基づき20分以内での提案の後、約5分を目安に提案についての質疑応答を行う。